

事 務 連 絡  
令和2年2月19日

全国生活衛生同業組合連合会 事務局御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた  
対応について

生活衛生関係営業の振興につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、別添のとおり「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」が取りまとめられ、公表されたところです。

各連合会におかれましては、同内容について、傘下の各団体及び事業者へ周知いただき、適切な相談及び受診がなされるようご対応をお願いいたします。

<参考>

・新型コロナウイルスを防ぐには

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596861.pdf>

・新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)